

第5回大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会

次 第

日時 平成23年1月27日（木）
午後1時30分～
場所 200会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 大和郡山市地域公共交通総合連携計画事業の実施結果について
・・・・・・・・資料1

(2) 大和郡山市地域公共交通総合連携計画事業の事後評価について
・・・・資料2、3

(4) その他

4 閉 会

計画事業実施結果

平成22年12月末現在

1. 事業名	コミュニティバス実証運行事業		
2. 収入	1,014,100円		
3. 支出	車両リース料	2,392,740円	
	運行委託料	17,107,260円	
	合計	19,500,000円	
4. 利用状況	元気治道号	利用者数	5,510人(30.1人/日, 10.0人/便)
		運賃収入	502,850円
4. 利用状況	元気平和号	利用者数	6,372人(34.8人/日, 11.6人/便)
		運賃収入	511,250円
5. 利用者からの意見等	<p>平成22年12月にアンケートを実施した結果、主に次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの本数を増やしてほしい。 ・土、日、祝日も運行してほしい。 ・時間がかかりすぎるので、経路を考え直してほしい。 		

6. コミュニティバス利用状況（平成22年4月～12月）

月	元気治道号				元気平和号			
	利用者数 (人)	運賃収入 (円)	月別平均		利用者数 (人)	運賃収入 (円)	月別平均	
			一日 (人)	一便 (人)			一日 (人)	一便 (人)
4月	652	60,500	31.0	10.3	673	52,750	32.0	10.7
5月	594	53,150	33.0	11.0	601	48,450	33.4	11.1
6月	679	60,600	30.9	10.3	756	60,200	34.4	11.5
7月	642	58,200	30.6	10.2	776	63,500	37.0	12.3
8月	599	52,550	27.2	9.1	731	64,200	33.2	11.1
9月	605	55,400	30.3	10.1	725	58,100	36.3	12.1
10月	616	57,900	30.8	10.3	740	56,400	37.0	12.3
11月	610	56,800	30.5	10.2	715	54,900	35.8	11.9
12月	513	47,750	27.0	9.0	655	52,750	34.5	11.5
計	5,510	502,850	30.1	10.0	6,372	511,250	34.8	11.6

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

地域の公共交通を活性化し、地域の課題の解決に向け適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、事業の問題点の検証を行い、当該事業の本格実施に向けての環境を整備するとともに、地域への周知を図った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

実施計画において、コミュニティバスの実証運行、公共交通の利用促進活動、新交通システムの検討(行政コスト抑制)、バリアフリーによる乗継の円滑化を地域として実施する事業として位置づけている。
コミュニティバスについては、前年に引き続き、治道・平和地区の2地区において1地区1台1日3便の体制で運行を継続し、4月から12月末までの間、約1万2千人が利用した。公共交通(路線バス及びコミュニティバス等)の利用促進活動については、コミュニティバスの時刻表の作成を行うとともに、生活交通路線について、ホームページを利用し広報を行った。
また、新交通システム(行政コストの抑制)及びバリアフリーによる乗継の円滑化の検討については、デマンド交通の実施自治体を視察し、検討を行った。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

①公共交通の空白地域の解消、②病院・学校へのアクセス向上等住民の生活の質的向上、③行政コストの抑制、④コミュニティバス等の利用者数の増加、⑤住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上についてを評価事項としている。
公共交通の空白地域の解消や病院・学校アクセスへの向上等住民生活の質的向上については路線を検討するうえでの重要項目とし、コミュニティバスの実証運行の利用者数の調査を行うとともに、⑤の満足度の向上について客観的な評価を行うため、コミュニティバス利用者にアンケートを実施し、評価に努めた。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行において、実際に交通弱者である高齢者の利用が多いことから交通弱者をはじめとする市民の交通手段の確保という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。
コミュニティバスの実証運行については、1日平均乗車32.4人(定員12人)、収支率は5.2%であり、収支率向上と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題であると認識しており、問題点の検証を行っていききたい。
2 事業の実施環境
① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
平成23年度からのコミュニティバスの本格運行を実施するにあたっては、計画事業に対する国費による補助が終了することから、大和郡山市からの財政支出によるということで市の平成23年予算への予算要求を行っている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。
コミュニティバスの実証運行に関して、コミュニティバスの沿線の自治会が住民に利用促進の働きかけを行う活動を継続して行っている。計画事業によるコミュニティバス実証運行の行政コスト抑制に向けて、コミュニティバス車両への広告主募集や民間企業等からの協力について検討を行った。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。	<p>法定協議会の設置要綱が第1回法定協議会で決定、制定されており、法定協議会の審議事項は、公共交通のあり方に関する事項、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項、市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項、連携計画の作成及び変更の協議に関する事項、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項、連携計画に基づく事業の実施に関する事項、法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項と規定されている。</p>
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。	<p>法定協議会の構成員には大和郡山市の自治連合会会長をはじめ公共交通空白地域の自治連合会会長・副会長が含まれているほか、計画事業について法定協議会で審議した上で、公共交通空白地域におけるコミュニティバスの実証運行を実施した。</p> <p>また、コミュニティバス車内にアンケート回収箱を随時設置し意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。</p>
③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。	<p>第1回の法定協議会において制定された法定協議会の設置要綱の規定に基づく審議事項について法定協議会を開催し、協議を行った。</p> <p>主な協議事項として、計画事業の進め方、コミュニティバスの実証運行にかかる路線の変更、実施した計画事業の結果の報告、計画事業に係る自己評価報告等について審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。</p>
④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。	<p>法定協議会の議事の傍聴は原則可能であること、会議録はインターネットのホームページにおいて会議開催後速やかに公表し、協議会の議事が開示されている。</p>
⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。	<p>過去3年間に於いて、法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価について報告・審議された。</p> <p>コミュニティバスの実証運行については収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、本格運行の実施に向けて、法定協議会構成員以外からの反対の声もなく来年度以降の本格運行実施について、地域関係者の実質的な合意が形成されていると言える。</p>

【平成22年度】 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 **大和郡山市地域公共交通活性化・再生総合事業** 1/3

総合連携計画概要

【基本的な方針】

市民の日常生活を支える地域公共交通を効果的...効率的に充実させ、それぞれの地域の持つ特性、実情等に見合った公共交通サービスの提供に努める。

【区域】

大和郡山市
全域

【計画期間】

平成20年
～平成22年

【目標】

- 生活交通としての充実
市民生活の利便性の向上
- 環境問題への対応
公共交通の利用促進
- 地域活性化の手段として展開
観光施策・道路施策との連動を図る

【事業・実施主体】

●**コミバス事業**
市内交通空白地域(治道・平和地区)におけるコミュニティバス実証運行
<大和郡山市>

●**公共交通利用促進事業**
ポスター等の作成
公共交通の普及促進活動の実施
<大和郡山市・大和郡山市自治連合会・奈良交通(株)>

●**新交通システム導入事業**
デマンド交通の導入検討及びスクールバス等の活用
<大和郡山市・市教育委員会>

●**その他**
バリアフリーによる乗継の円滑化等
<大和郡山市>

総合事業概要①

平成22年度事業計画概要

事業概要	実行主体	評価事項
●コミュニティバス実証運行 (治道・平和地区)	大和郡山市	・公共交通空白地域の解消 ・病院等へのアクセス向上等住民の生活の質的向上 ・行政コストの抑制
●公共交通利用促進	大和郡山市、大和郡山市自治連合会、奈良交通(株)	・利用者の増加 ・住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上
●新交通システムの検討	大和郡山市	・行政コストの抑制

平成22年度事業実施概要

検討の経緯

■22年2月：第4回協議会

・計画事業【2年目】の事後評価について

■22年12月：アンケートの実施

・利用者の満足度等把握のためコミュニティバス車内にアンケートを設置

■23年1月：第5回協議会(予定)

・平成22年度事業の実施結果と総括について

12月までの事業実施状況

【実施状況・実施主体】

●コミバス実証運行
(治道・平和地区)
・実証運行を継続
<大和郡山市>

●公共交通利用促進
・時刻表、路線図の作成・配布
<大和郡山市>
<奈良交通(株)>

●新交通システム導入
・行政コスト抑制のための交通システムの検討
<大和郡山市>

【実施結果・成果等】

(4月～12月まで)
・輸送人員11,882人、収支率5.2%、1日平均32.4人(1地区1台、1日3便・定員12人)
【参考】
・平成21年度実績：輸送人員12,178人、収支率5.3%、1日平均33.5人
平成20年度実績：輸送人員10,359人、収支率5.2%、1日平均28人

(利用促進の検討)
・ホームページへの掲載や公共施設での配布による利用促進を検討

(行政コスト抑制の検討)
・バス車両への広告掲載等の検討
・民間企業等からの寄附の検討

【評価・今後の方針等】

・利用者の増加
・利用者の意識調査
・行政コストの抑制

・アンケートを実施及び実証運行における利用者数の調査。

・アンケート調査を実施、利用者意見を集約、評価を実施
・意見を踏まえ、ダイヤ改正時に必要な見直しを実施

平成21年度二次評価結果に係る事業の概要

二次評価指摘事項

I 総合評価

・II以降の個別の評価結果も踏まえ、今後とも、協議会を適切に開催し、PCDAサイクルを十分機能させながら、主体的、自立的、持続的に合意に基づく事業を実施していくよう努められたい。また、今回の自己評価結果等については、地域住民の関心を高めていく観点からも、十分周知を図るよう努めるとともに、次年度以降の自己評価の実施・取りまとめに当たっては、地域住民への説明という観点からも、事業内容や成果、取組の経過をはじめ、より分かりやすく、具体的な記述としていくよう努められたい。

II 計画事業の実施 III 具体的成果

自己評価のとおり①設定する目標と整合性のとれた、事業の継続・変更・撤退等を判断するための分かりやすい評価基準、評価方法等への見直しを検討し、地域住民への理解の醸成、周知徹底に努められたい。評価基準、評価方法等は、解消された交通空白地域の面積の視点だけでなく、「困っている人をどれだけ助けることが出来たのか」といった視点からも、事業の効果・影響を評価されたい。

IV 自立性・継続性

1①事業実施による直接的な結果のみならず、地域公共交通全体への効果、地域社会全体への効果等も考えられることから、今後、こうした点も踏まえて問題点の検証をしていくことについても検討されたい。
②今後、必要な見直しを実施されたい。
2②今後の持続性という観点から、引き続き現状を地域住民に十分周知し、地域住民の理解を得ながら、連携・協働して取り組む環境の醸成に努められたい。
2③ 総合事業終了後、本格実施につなげていけるよう、総合事業実施中においても、事業の評価や問題点の検証結果等を踏まえつつ、本格実施に向けた検討を行うようにされたい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

②地域住民とのきめ細かい意見交換等を通じ、関心を高めていくとともに、事業の実施に活かしていくよう努められたい。この場合には、事業の効率的・効果的な実施についても配慮し、より良い事業を住民と協働して取り組む環境を醸成されたい。
③今後も協議会を適切に開催されたい。
④議事録や会議資料を公開するなど、幅広い情報開示も検討されたい。
⑤引き続き合意形成に努められたい。翌年度実施する事業について引き続き合意形成に努められたい。実質的な合意形成にあたっては、協議会はもとより、説明会、ヒアリング等の開催や広報誌、ポスター、HP等各種媒体の活用などにより、地域住民への理解の醸成、周知徹底に努められたい。

二次評価に係る事業実施状況

・PCDAサイクルを十分機能させながら、主体的、自立的、持続的な事業実施に努めた。
また、自己評価結果等についても、ホームページ等に掲載し周知を行う。

・評価については、住民の公共交通の利便性等に対する満足度を重視し、アンケート調査を行い、的確な評価についてさらなる検討。

本格実施に向けて、計画事業に対する国庫の補助の終了することから、再度、公共交通空白地域における効果等について市の財政部に理解を求めた。
また、利用啓発を図るため情報提供をホームページや市の窓口を通じて行った。

法定協議会の委員には自治会・地域住民関係者が5名含まれており地域住民の意見を十分に反映しています。また、各自治会においても路線等についての意見交換会を実施した。(平成19年度末実施)
④会議資料等は、ホームページで公開。

地域の公共を活性化し、地域の課題の解決に向け適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で事業の問題点の検証を行い、当該事業の本格実施に向けての環境を整備するとともに、地域への周知を図った。